

議 長 日程第8「議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され
たことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく
お願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは説明させていただきます。本条例は消防団員等の障害補償基礎額の
改正と扶養加算額の改正、この2点の…2点が含まれております。

4枚目の 参考資料1、新旧対照表を御覧ください。こちらのほうの第2章第
5条第2項第2号のほうなんですけれども、消防作業従事者、救急業務協力者
もしくは水防従事者または応急措置従事者の基礎額を、アンダーバーがしてあ
りますけれども、現行の9,100円から9,700円へ、増額の上限の部分、現行の
1万4,200円から1万4,500円へ改正するものです。

続きまして、3項なんですけれども、ページをおめくりください。こちらの
ほうは扶養加算額になりまして、アンダーバーにあります、第1号に該当する、
これは配偶者になります。扶養親族については現行の217円から100円になるも
ので、2号、これお子様になるところなんですけれども、こちらにつきましては現
行の333円から383円へ改正するということです。

そのまま、4項別表。別表のところに補償基礎額がありますけれども、これは
消防団員のところを示してるところで、この表のように増額するというもので
あります。

3ページ、戻っていただきまして、附則のところを御覧ください。この条例
は令和7年4月1日から施行いたします。そして経過措置、こちらのほうが書
いてあるんですけれども、この経過措置の内容というのは損害補償とか一時金、
このような、一時金の場合は令和7年4月1日以後に事由の生じた場合、新し

いこの基準を使うというものです。もう一つの障害補償年金と、年金系は令和7年4月1日以降…以後は新しいこの基礎額がそのまま適用されるということになります。

説明は以上になります。なお、参考資料2を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。よろしく審議のほどお願いします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。